

---

---

## 健康保険被保険者証管理規程

---

---

(目的)

第 1 条 この規程は、キリンビール健康保険組合における健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という）の管理についての基準を定め、被保険者証の適正な管理を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第 2 条 被保険者証の保管責任者は、常務理事とする。

(保管方法)

第 3 条 被保険者証は、鍵のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

(受入れ及び払い出し)

第 4 条 被保険者証を受け入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

(受払簿の様式)

2 被保険者証の受払簿の様式は別に定める。

(再交付)

第 5 条 被保険者証は所定の手続により再交付する。

なお、再交付事由が先に交付した被保険者証の劣化による差替えによらない場合は、被保険者証 1 枚につき 1, 500 円を被保険者から徴求する。

2. 前項の規定にかかわらず、紛失理由が天災・火災等やむを得ない事由で生じたとき常務理事が判断した場合は、再交付手数料は徴収しないものとする。

(無効証及び廃棄処分)

第 6 条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証等は表面に油性ペンで×印後シュレッダー処理を行った後に、廃棄するものとする。

(規程の変更)

第 7 条 この規程に定めのない事項、及びこの規程の変更は理事会の議決によらなければならない。

## 附 則

この規程は、平成7年3月1日から施行する。

第4条第2項および第5条の変更は、平成21年3月1日から施行する。

この規程の変更は、2020年8月1日から施行する。

(被保険者証の受払簿の様式)

日々管理用「受払簿」

日付	受入	払 出			残数	氏名
		新規	その他	書損		

保管用「受払簿」

日付	払 出	残 数	氏 名